

平成28年7月28日

各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
株式会社建設技術研究所
代表取締役社長 村田和夫
(コード番号 9621 東証第一部)
問合先 取締役執行役員管理本部長 寺井和弘
電話 03-3668-0451

「CTIコーポレートガバナンス基本方針」策定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「CTIコーポレートガバナンス基本方針」を別紙のとおり策定しましたのでお知らせいたします。なお、「CTIコーポレートガバナンス基本方針」は、当社ホームページにも掲載しております。

以上

CTIコーポレートガバナンス基本方針

株式会社建設技術研究所

はじめに

当社は、「世界に誇れる技術と英知で、安全で潤いのある豊かな社会づくりに挑戦する」を経営理念として、「誠実」と「技術」をキーワードとする企業文化の下で、社会的な使命を果たしてまいりました。

今般、「コーポレートガバナンス・コード」の精神を踏まえ、会社経営において透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するべく、「CTIコーポレートガバナンス基本方針」を策定しました。

本基本方針に基づき、企業としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（原則3-1（ii）対応）

- 1) 当社は、株主がその権利を行使できる環境を整備するとともに、株主の実質的な平等性を確保するための十分な配慮を行います。
- 2) 当社は、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ります。
- 3) 当社は、当社グループの経営に関わる財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供も主体的に取り組みます。
- 4) 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて収益力・資本効率等の改善を図るべく、その役割・責務を適切に果たします。
- 5) 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

第2章 株主の権利・平等性の確保

2.1 株主の権利の確保

- 1) 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な環境を整備します。
- 2) 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因を分析し、株主との対話を促進するなどの必要な対応を図ります。

2.2 株主総会における権利行使のための環境整備

- 1) 株主総会の招集通知に記載する情報は、適時開示に加えて、決算短信等によるものを含め積極的に任意開示を行うとともに、当社ウェブサイトにも掲載します。また、招集通知の早期発送に努め、株主による総会議案の十分な検討期間を確保します。
- 2) 機関投資家や外国投資家の比率を踏まえ、招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用等を可能とする環境整備を進めます。

2.3 資本政策の基本的な方針

- 1) 当社は、安定的な財務基盤を維持しつつ、売上高営業利益率を向上させることにより、株主資本の効率性を高めます。
- 2) 当社は、連結配当性向を考慮して、安定的な配当と利益水準に応じた株主還元の充実に努めます。
- 3) 当社は、株主資本を研究開発投資、新事業展開、グループ企業の拡充など企業の中長期的な発展に活用することにより、企業価値の向上に努めます。

2.4 政策保有株式（原則 1-4 対応）

- 1) 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取引先等との良好な関係の構築・維持・強化を目的として、政策的に必要とする株式を保有しています。
- 2) 当社が政策投資目的で保有する主要な株式については、中長期的な経済合理性や将来の見通しを毎年取締役会で検証し、保有意義とその合理性について確認します。
- 3) 政策保有株式に係る議決権については、当該議案が当社および投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを主な判断基準として議決権を行使します。

2.5 関連当事者間の取引（原則 1-7 対応）

- 1) 当社は、関連当事者間の取引については、会社法などの法令に基づき、取締役会において当該取引が当社および株主共同の利益を害するものでないことを確認した上で、取引の可否を決定しています。
- 2) 当社は、会社法、金融商品取引法等の法令および東京証券取引所の規則に従って、関連当事者間の取引を開示しています。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

3.1 行動憲章の策定・実践とレビュー

- 1) 当社は経営理念として「世界に誇れる技術と英知で、安全で潤いのある豊かな社会づくりに挑戦する」を掲げ、この理念を実現するため、健全な企業経営のもと、全役職員が具体的かつ実効性のある配慮行動をとるための決意を行動憲章として策定しています。
- 2) 当社は、その企業活動のすべての側面において行動憲章に立ち返ることにより、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を培い、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に努めます。

3.2 サステナビリティへの取組み

- 1) 当社は、行動憲章のひとつに「環境への配慮」を掲げ、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の実現に向けた調査研究および技術開発を推進するとともに、地球環境に配慮した事業活動を展開しています。
- 2) 当社は、行動憲章のひとつに「社会貢献」を掲げ、当社の技術サービスを通じて地域社会に貢献しています。

3.3 ダイバーシティへの取組み

- 1) 当社は、属性や経験、技能を反映した多様な価値観を有する人材が、個性や能力を発揮し活躍できるような雇用制度や就業環境を整備しています。
- 2) 当社は、ダイバーシティ推進の一環として、まずは女性社員がその力を長期にわたり思う存分発揮できる会社とするために、女性活躍推進に係る行動計画を立案し実践しています。

3.4 内部通報システムの整備

- 1) 当社は、独立したコンプライアンス室および監査室を設置することにより、法令順守の体制を整備するとともに、コンプライアンス室の相談窓口をウェブ上に開設し、内部通報システムとして運用しています。
- 2) 当社の社外監査役の弁護士に社外相談窓口を依頼し、内部通報体制を充実するとともに、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、適宜支援を受ける体制を整えています。
- 3) 当社は、コンプライアンス指針において、通報者に職務上の不利益など報復行為が起らない措置をとることや、関係者のプライバシーの保護を掲げています。
- 4) 当社は、今後さらにグループ会社を含めた内部通報システムの構築および関連規程の整備を進めます。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

4.1 情報開示の充実

- 1) 当社は、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーからの信頼と共感をより一層高めるため、中長期の企業価値向上に向けたビジョンや経営計画を積極的に発信します。
- 2) 当社は、会社法、金融商品取引法等の法令および東京証券取引所の規則に基づく情報開示にあたっては、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努めます。
- 3) 当社は、当社の株主構成における海外投資家の比率や当社グループの海外事業展開にあたっての海外ステークホルダーの状況を踏まえ、有価証券報告書の英語版での提供を継続します。

4.2 適正な監査体制の確保

- 1) 当社の監査役会は、外部会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証しています。
- 2) 外部会計監査人の監査活動全般の評価にあたっては、公益社団法人日本監査役協会会計委員会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠しています。

第5章 取締役会等の責務

5.1 機関設計

- 1) 当社は、法定の監査機能が充実している監査役会設置会社を選択しています。また執行役員制度により、取締役会の意思決定機能および業務執行を監督する機能を強化し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っています。

5.2 取締役会の役割・責務（原則 3-1(iii), 3-1(iv), 4-1①, 4-11①, 4-11③対応）

- 1) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任に応えるべく、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針や会社経営上の重要事項の決定を能動的かつ機動的に行うとともに、取締役の職務執行の適切な監視・監督を行っています。
- 2) 取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規則」で定められた事項について決議します。その他の業務執行の決定にあたっては、代表取締役または業務執行取締役の担当職務に応じた必要かつ適切な権限を「職務権限規程」等の社内規程において定めています。（原則 4-1①）

- 3) 取締役会は、会社の重要事項の決定と職務執行の監視・監督の役割を果たすため、当社グループの事業展開の方向性に即した知識・経験・能力を備え、かつ総合的な判断力を有する人材により構成しています。(原則 4-11①)
- 4) 取締役会は、代表取締役を中心として検討された取締役人事案を審議し、取締役としての職務を適切に遂行できる人物を取締役候補者として指名しています。
監査役については、あらかじめ監査役会の同意を得たうえで、取締役会において監査役候補者を指名しています。(原則 3-1(iv))
- 5) 社外取締役以外の取締役の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬(月額報酬)と当該事業年度の連結業績と連動した役員賞与で構成しており、あらかじめ定められた役員報酬月額基準表に従い適切に月額報酬を算定しています。業績連動報酬(役員賞与)は、当該事業年度の業績に応じて標準額を設定し、各取締役の貢献度を代表取締役社長が評価した上で、報酬枠の範囲内で具体的な金額を設定しています。
社外取締役の報酬は、固定報酬(月額報酬)とします。(原則 3-1(iii))
- 6) 取締役会は、各取締役が毎年実施する取締役会の運営、機能、構成に関する自己評価結果等を参考に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を開示することにより、その機能の向上を図ります。(原則 4-11③)

5.3 監査役会の役割・責務

- 1) 監査役会は、すべての監査役により構成し、株主に対する受託者責任を果たすべく、業務監査、会計監査機能を果たすとともに、企業価値向上の視点で権限を行使し、取締役会や経営陣に対して能動的な監査活動を推進します。
- 2) 監査役会は、常勤監査役による日常的な情報収集活動により得られた情報をベースに、社外監査役の独立した視点により、実効性の高い監査に努めます。

5.4 任意に設置する会議体

- 1) 取締役会での審議に先立ち、代表取締役、本社本部長、事業所長等で構成する経営会議を開催し、業務執行に関する基本方針や重要事項等を協議し、経営効率の向上と機動的な対応を図っています。
- 2) 取締役会での審議に先立ち、代表取締役社長および執行役員により構成する執行役員会を開催し、業務執行に関する基本方針の協議および業務の執行状況に関する報告を行うことにより、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っています。

- 3) 代表取締役社長の諮問機関として、代表取締役、連結子会社社長、連結子会社監督責任を有する取締役等から構成するグループ経営会議を開催し、グループ経営に関する必要な事項について審議または答申しています。
- 4) 取締役人事の透明性を高めるとともに、健全なインセンティブを付与した取締役の報酬体系の構築を行う観点から、代表取締役社長の諮問機関として指名・報酬等諮問委員会などの必要性について検討しています。

5.5 取締役および監査役（原則 4-9, 4-14②対応）

- 1) 取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、取締役会の構成員としてその監視・監督機能を全うし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することを責務としています。
- 2) 監査役は、取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうか（適法性監査）を監査するとともに、連結計算書類を対象とした会計監査を行うことにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを責務としています。
- 3) 当社は、「経営方針や事業展開に関する自らの知見に基づく助言」、「経営陣幹部の選解任を含む経営層の監督」、「会社と取締役との利益相反の監督」、「少数株主を始めとするステークホルダーの意見反映」等の役割を期待して、社外取締役の選任を予定しています。
- 4) 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提とし、当社の事業展開の方向性や事業特性に関する豊富な知識・経験を有し、外部からの客観的な視点や幅広い視野から当社の経営を監視できる者を独立役員たる社外取締役として選定します。（原則 4-9）
- 5) 当社は、社外取締役を含む取締役および監査役がその役割・責務を果たすために、有用な情報を入手できる支援体制を整備しています。また、必要に応じて会社の費用負担により、外部専門家による助言を得ています。
- 6) 当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすため、就任後、法的責任を含む必要な研修を実施します。
また、会社経営に関連する法令等の改正など社会環境に大きな変化があった場合は、必要に応じて執行部門や外部講師による研修会等を開催することにより、継続的な研鑽に努めます。（原則 4-14②）

第6章 株主との対話

6.1 株主との建設的な対話に関する方針（原則 5-1, 5-1②対応）

- 1) 株主との対話にあたっては、管理本部長を担当役員として、その統括のもと管理本部が中心となり最新の経営関連データを整理するとともに、広報室が窓口となって建設的で有意義な対話に取り組みます。
- 2) 株主との対話の担当部署である管理本部は、企画本部、技術本部、営業本部との連携体制を構築し、株主との対話への対応体制を整えています。
- 3) 経営陣によるアナリスト説明会や個別のアナリスト対応のほか、株主向けの定期的な広報誌としてCTIレポートを送付するとともに、当社ウェブサイトを通じて各種情報を提供しています。
- 4) 株主との対話において把握された株主の意見や懸念については、経営会議や取締役会で紹介し、会社経営の方向性に適宜反映させています。
- 5) 株主との対話においてインサイダー情報は、「内部者取引管理規程」に基づき管理を徹底しています。

6.2 経営戦略や経営計画の策定・公表

- 1) 中長期ビジョンや中期経営計画等の策定・公表にあたっては、収益計画や資本政策の基本的な考え方をわかりやすく示すように努めています。
- 2) 収益計画等の目標を提示するとともに、その実現のための方策について具体的でわかりやすく論理的な説明に努めています。

以上